特定高性能農業機械導入計画書

（平成２９～３４年度）

大阪府

特定高性能農業機械導入計画の公表について

農業機械化促進法（昭和２８年法律第２５２号）第５条の３第１項の規定により、今後５年間における特定高性能農業機械導入計画を次のとおり定めたので、同条第４項の規定により公表する。

　平成２９年３月３１日

大阪府知事　　松 井　一 郎

目　　次

1. 導入利用に関する基本的な事項

１　導入利用の適正化･･･････････････････････････････････････････････････････　１

1. 種類別事項

　第１　特定高性能農業機械の導入に関する目標

１　特定高性能農業機械の種類と類別･････････････････････････････････････････　２

２　特定高性能農業機械の利用規模の下限･････････････････････････････････････　３

　第２　計画の期間･･･････････････････････････････････････････････････････････････　４

　第３　特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

１　導入する者の備えるべき条件･････････････････････････････････････････････　４

２　ほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件･･････････････････････････････　５

　第４　　特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

　　　１　農業機械作業従事者研修の実施･･･････････････････････････････････････････　９

　　　２　農業機械利用技能者の養成・配置に関する方針･････････････････････････････　９

　　　３　指導体制の整備･････････････････････････････････････････････････････････　９

　第５　特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

　１　型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入･････････････････　10

２　農作業安全推進体制の構築･･･････････････････････････････････････････････　10

　３　農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険回避資機材活用･･･････････････････　10

　　　４　研修・講習の実施等農業者等に対する安全意識の啓発指導･･･････････････････　10

第６　その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

１　特定高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安･･･････････････････････　11

大阪府特定高性能農業機械導入計画

1. 導入利用に関する基本的な事項

１　導入利用の適正化

農業生産の推進力となる農業機械化は、地域の特性や諸条件に適合したものであって、その導入が経営の規模拡大を誘導し、経営の向上を促すものでなければならない。

このため、生産組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集団化、地域輪作農法の確立、農用地の有効利用、農作業受委託の促進等諸条件を考慮しながら、より効果的農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

1. 機械化に適した土地基盤の整備を推進するとともに、できる限り人・農地プラン等により計画的な規模拡大と農地の面的集積を推進する。
2. 地域の適作物を集団栽培して、機械利用規模の拡大ができるよう作期の調整を図る。
3. 特定高性能農業機械の導入にあたっては、既導入機械との調整を十分に図り、その更新時期を待って、逐次整理の方向をとる。
4. 機械の導入台数の決定にあたっては、特定高性能農業機械の導入計画に基づく利用規模の下限の範囲で行うものとし、利用規模に対し作業負担面積が上回る機械は作業受託を行うなどにより特定高性能農業機械の活用を図る。
5. 品種の組合せ等による作業期間の拡大、機械の点検・整備の徹底等を通じた稼働時間の長期化を図り、実施可能な地区においては、大型機械（いわゆる汎用コンバイン等）を組み入れた機械化体系により、導入機械の汎用利用を推進する。
6. 各種関連事業、制度資金等を活用し、組織育成や規模拡大などにより効率的、安全利用を推進するよう配慮する。
7. 比較的栽培面積が少ない本府においては、適正能力の農業機械導入を図るとともに、廉価なシンプル農業機械の導入利用を図る。

第２章　種類別事項

　第１　特定高性能農業機械の導入に関する目標

　　特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの縮減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標として行う。

　１　特定高性能農業機械の種類と類別

種類

類別

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ |
| トラクター | | 30PS級  （25PS～34PS） | 40PS級及び50PS級  （35PS～54PS） | 60PS級、70PS級及び80PS級  （55PS～84PS） | 90PS級以上  （85PS～） |  |
| 乗用型  田植機 | | 植付条数  4～5条 | 植付条数  6条 | 植付条数  8条 | 植付条数  10条 |  |
| 防除用動力散布機 | 動　力  噴霧機 | 薬液吐出し量  30ℓ/分以上　55ℓ/分未満  有効散布幅  15m級未満 | 薬液吐出し量  55ℓ/分以上　100ℓ/分未満  有効散布幅  15m級以上 | 薬液吐出し量  100ℓ/分以上　200ℓ/分未満  有効散布幅  15m級以上 | 薬液吐出し量  200ℓ/分以上  有効散布幅  15m級以上 |  |
| スピード  スプレヤ－ | 薬液吐出し量  20ℓ/分以上　50ℓ/分未満 | 薬液吐出し量  50ℓ/分以上　70ℓ/分未満 | 薬液吐出し量  70ℓ/分以上　100ℓ/分未満 | 薬液吐出し量  100ℓ/分以上 |  |
| コンバイン | | 刃幅0.8m以上1.2m未満  （自脱型） | 刃幅1.2m以上1.6m未満  （自脱型） | 刃幅1.6m以上  （自脱型） | 刃幅0.8m以上2.5m未満  （普通型） | 刃幅2.5m以上  （普通型） |
| 野菜用の  乗用型全自動移植機 | | 移植条数2条 | | | | |

* コンバインⅤ類は、府の計画においては該当なし。

　２　特定高性能農業機械の利用規模の下限　（単位：ha）

1. トラクター

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  地域名 | 田 | | | 畑 | | | |
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ |
| 府下全域 | ６ | ９ | １１ | ６ | ９ | １３ | １８ |

1. 乗用型田植機

区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域名 | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ |
| 府下全域 | ５ | ７ | １０ | １３ |

1. 防除用動力散布機

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  地域名 | 田 | | | | 畑 | | | |
| Ｓ | | | | Ｓ | | | |
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ |
| 府下全域 | ６ | １２ | ２０ | ３０ | ６ | １２ | ２０ | ３０ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  地域名 | 樹園地 | | | |
| ＳＳ | | | |
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ |
| 府下全域 | ４ | ６ | ８ | １２ |

※動力噴霧機をS、スピードスプレヤーをSSで表す。

1. コンバイン

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  地域名 | 田 | | | | 畑（大豆） |
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅳ |
| 府下全域 | ５ | ９ | １５ | １７ | １２ |

1. 野菜用の乗用型自動移植機

|  |  |
| --- | --- |
| 府下全域 | ５ |

　　（注１）　利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、各作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

　　　　　　　なお、一年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。

（注２）　２以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する利用面積の比の値を合計したものが少なくとも１以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの利用面積を確保すること。

第２　計画の期間

　　　平成２９年度からの５年間とする。

　第３　特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

　　　特定高性能農業機械を効果的に導入するため、その導入は、その種類ごとに導入する者の備えるべき条件及びその他の必要な条件を備え、又は備える見込みがあるときに行うものとする。

　１　導入する者の備えるべき条件

1. 利用規模の下限以上の作業面積の確保

購入又はリースにより導入する場合は、第１の２に示す特定高性能農業機械の種類ごとの大きさにそれぞれ対応した利用規模の下限以上の作業面積を確保すること。

また、レンタルにより導入する場合は、作業面積が特定高性能農業機械の種類ごとの大きさに応じて次により算出した１日当たりの作業可能面積等以上あること。

　　　　　　　　　　　　　　　１日の作業時間　×　実作業率

１日当たり作業可能面積等　＝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作業能率

（注）実作業率：１日の作業時間のうちほ場内作業時間の割合

　　　作業能率：１ha当たりの必要作業時間

1. 経営改善の達成が見込まれていること

　主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれていること。

ア　主として農業に従事している者は、１５歳以上の農家世帯員のうち、①農業のみに従事している者及び②農業以外の仕事に従事していても、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者とする。

イ　労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善を達成する見込みについては、特定高性能農業機械を導入しようとする農業者が別記１の「経営改善目標の作成について」に基づいて作成した経営改善目標が、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第５条に規定する府が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び同法第６条に規定する市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に即し、適切であると認められることが必要である。

　なお、補助事業等により特定高性能農業機械を導入する場合は、当該事業の事業計画の作成によって経営改善の達成が見込まれるものとする。

1. 特定高性能農業機械の操作技能を有する者がいること

　特定高性能農業機械の操作にあたっては、府や国、メーカー等の行う農業機械化研修修了者、又はこれと同等の技能が有する者がいること。

　２　ほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件

　　(1)ほ場条件

|  |  |
| --- | --- |
| 地　目 | ほ場条件整備の基準 |
| 田 | 1. 土壌の硬さが、大型機械の走行及び作業に支障のないこと。 2. 区画は、ほ場作業効率が高いよう原則として長方形で面積15a程度以上に整備されていることが望ましい。 3. 農道、橋等がトラクター単体だけではなく、作業機を装着又はけん引した場合においても、走行に支障のないよう路面が整備され、幅員、交差部の隅切り、田面からの高さ及びほ場進入路は整備されていること。 |
| 畑 | 1. 区画の形状は、原則として長方形に整備されていることが望ましい。なお、傾斜地では、作業区画の長辺が、等高線に沿っていること。 2. ほ場の傾斜は、等高線沿いに作業を行う場合は、６度程度以下、また、最大傾斜方向では10度以下であること。 3. 農道等に関しては、水田に準ずる。 |
| 樹園地 | 1. 区画の形状は及び大きさは原則として長方形で、防除作業等が効果的に行えるよう留意されていること。 2. ８度以上の傾斜地であっては、園内耕作道が、階段状に設置されていること。また、園内耕作道を連絡する連絡道があり、その傾斜は８度以下であること。 |

　　(2)栽培管理条件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地目 | 作物 | 栽培管理条件整備の基準 |
| 水田 | 水稲 | 1. トラクター、田植機、コンバイン等の年間稼働時間を増大するとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培体制が整っていること。 2. 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が、計画的に行われていること。 3. 田植機利用にあたっては、適齢苗で必要な株数を確保すること。また、コンバイン等の収穫作業が効率よく行えるよう、栽植条間が均一で刈幅に適合すること。 4. 同一品種のものが、１日の収穫面積程度に集団的に栽培され耐倒伏性が強く、脱粒性が極端に難・易でなく、立毛中に胴割れの発生が少なく、登熱が斉一で穂揃いの良い品種を選び、栽培法に留意すること。 |
| 麦  大豆 | 1. トラクター、コンバインの年間稼働時間を増大するとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培体制が整っていること。 2. 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が、計画的に行われていること。 3. 欠株が少ない等草型が斉一であるとともに、栽植条間がコンバインに適合していて、刈取り刃の著しい磨耗または破損のないようほ場内の石礫が除去されていること。 4. 雑草が繁茂していないこと。 5. コンバイン収穫の障害とならないよう、過度の培土はできる限り避けること。 6. 穀粒品種の劣化を防止するため、穀粒水分18％以下での収穫が望ましい。 7. 本暗渠、簡易暗渠等により地下水位を下げるとともに、ほ場内に浅い排水溝を設け、表面排水を促進する。 |
| 野菜 | 1. トラクターの年間稼働時間を増大するとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培体制が整っていること。 2. 品種、作付体系、作期、肥培管理等が、計画的に行われていること。 3. 粘着ほ場での耕うん作業は、土壌水分変化に注意し、条件の良いときに作業を行い、砕土を良くする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畑 | 野菜 | 1. トラクター等の年間稼働時間を増大するとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培体制が整っていること。 2. 品種、作付体系、作期、肥培管理等が、計画的に行われていること。 3. 機械の走行に適した畦幅または条間を確保すること。 |
| 樹園地 | 果樹 | 1. 規則正しく栽植され、樹形がおおむね統一されていること。また、樹列間隔は、機械幅以上の空間を有すること。 2. 棚仕立ての園では棚の高さ、支柱、控線が、作業上支障とならないこと。 |

　（3）関連機械施設条件

|  |  |
| --- | --- |
| 関連機械施設名 | 関連機械施設条件整備の基準 |
| 格納施設 | 1. 施設の床面積は、トラクター等と作業機及び装備品の格納所要床面積に、トラクター等と作業機及び装備品の交換、着脱作業に必要な面積、日常点検に必要な面積並びに床面の形状と出入り口の位置等に応じた通路面積を加えたものであること。 2. 床面積に見合う格納施設の年間所有経費が、格納する機械購入費の総額に比較して妥当なものであること。 3. 施設の出入口は、格納する機械等の大きさに応じたものであること。 4. 格納施設の附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。 |
| 防除関係施設 | 防除用動力散布機にあっては、次表を参考に、タンク容量、薬液吐き出し量等に見合った能力をもち、かつ、作業に便利な位置に農薬混合水槽及び給水施設（水道、水槽等）が準備されているか、又は適切な能力を持つ給水車が準備されていること。  また、農薬及び農薬調合用資材の倉庫・農薬軽量器並びに資材運搬車等が準備されているとともに保護マスク・保護衣等の適正な保護具が整備され、さらにシャワー室が整備されていることが望ましい。  〈給水施設及び給水車の処理能力等の目安〉   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 機種 | 給水施設 | 給水車のタンク容量 | | 動力噴霧機、スピードスプレヤー | その水源の水量は８時間以内に防除機械のタンク20杯以上の量であり、その給水能力は５分以内に防除機械のタンクを一杯にすることができるものであること。 | 1,000～2,000ℓ |   （注）１　表の数値は、おおよその目安を示すものである。  　　　２　給水車のタンク容量は、動力噴霧機及びスピードスプレヤーのほ場作業効率を0.6、実作業率を0.8としておおむね１時間の連続作業が可能なものとして算出したものである。 |

　第４　特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

　　１　農業機械作業従事者研修の実施

　　　　農業機械の利用の関する研修を実施し、農業機械の利用技能及び経営感覚の向上を図る。

２　農業機械利用技能者の養成・配置に関する方針

特定高性能農業機械の導入にあたっては、第３の１の（３）により、特定高性能農業機械の操作技能を有する者がいることとしているが、特定高性能農業機械以外の農業機械を扱う場合においても、府や国、メーカー等が実施する農業機械研修を受講するなどして、知識・技能を習得することが望ましい。

３　指導体制の整備

　　府は、農業機械の効率的利用、農作業の安全等に関して、府の各機関、府段階の各関係団体との連絡・調整を行い、またこれらを通じて市町村、農協等農業団体、農業者、農業機械流通事業者等に対して、農業機械の効率的利用、農作業の安全等に関する指導の徹底を図る。

　　市町村は、農業機械の効率的利用、農作業の安全等に関して、府の関係機関や、農業団体等と連携しながら、農業者等に対する指導の徹底を図る。

全国農業協同組合連合会大阪府本部

関係団体

大阪府農業協同組合中央会

大　阪　府

農業会議

（指導）

（連絡・調整）

府環境農林水産部

農　協　等

（連絡・調整・指導）

（連絡・調整・指導）

市　町　村

（連絡・調整）

各農と緑の総合事務所

環境農林水産総合研究所

農政室推進課

第５　特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

１　型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入

　　農業機械に起因する事故の防止を図るために、農業機械の型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した安全性の高い機械の導入を指導するとともに、特に安全キャブ又は安全フレームの装置の促進を図る。

　　２　農作業安全推進体制の構築

　　　　地域の実情に応じた農業者及び関係者の一体的な農作業安全推進体制を構築し、農作業事故の未然防止を図る。

　　３　農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険回避資機材活用

　　　　農道、ほ場等の農作業環境に起因する事故の防止を図るため、農道、ほ場等の危険箇所の点検に努めるとともに道路上での事故防止に有効な農作業機械用の反射マーク、危険回避のための農作業安全ステッカー等の危険回避資機材の活用を図る。

　　４　研修・講習の実施等農業者等に対する安全意識の啓発指導

　　　　農作業事故の実態調査及びその分析結果に基づき、農業機械の安全な取扱等の農作業安全講習会及び春、秋の農繁期には農作業安全ポスター等による啓発活動を行う。

　第６　その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

１　特定高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

（単位：ha）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機械の種類 | 大きさ・馬力・形式等 | 利用規模の下限 |
| 歩行型トラクター | 5PS未満 | ０．５ |
| 5PS以上15PS未満 | １．０ |
| 乗用型トラクター | 15PS未満 | １．５ |
| 15PS以上20PS未満 | ２．０ |
| 20PS以上25PS未満 | ３．０ |
| 歩行型田植機 | ２条植 | １．０ |
| ４条植 | ２．０ |
| バインダー | １条刈り | １．０ |
| ２条刈り | １．５ |
| 自脱型コンバイン | 刃幅０．８ｍ未満 | ３．５ |
| 野菜用歩行型移植機 | 全自動 | ２．０ |
| 半自動 | １．４ |